

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

Q 日本の所得税は所得が増えるほどより高い税率が課される累進課税の方式をとっており、サラリーマンである私の給与所得についてもそのような方式で課税がされているかと思えます。一方で副業として行っている株式投資では、例えば上場株式を売却した際の譲渡益に関しては、ほかの種類の所得と合算せず分離して課税され、課される税率も一律である方式(分離課税)をとっているかと思えます。①どの種類の所得が分離課税とされているのかを教えてください。また、②分離課税の中でも、確定申告が必要なもの、確定申告が不要なものの違いを教えてください。

A ①「総合課税」と「分離課税」
 所得税の課税方式には「総合課税」と「分離課税」の2種類があります。総合課税は、年間の所得を給与所得、事業所得などの種別に関係なく合算して課税する方式で、所得を合計して、医療費控除等の各種控除を差し引き、課税所得金額に応じた税率(累進税率)を掛けて計算された税額を納税することになります。これに対して分離課税は、特定の取引をほかの所得と合算せずに、別途課税する方式です。不動産の売却などで一時的に所得が多額に生じる場合には、総合課税ではほかの所得と合算して大きな税額が課せられてしまう

②分離課税の種類について
 分離課税には大きく分けて「源泉分離課税」と「申告分離課税」の2種類があります。源泉分離課税は、所得を受け取るときにあらかじめ税金が天引き(源泉徴収)され、

①「総合課税」と「分離課税」
 所得税の課税方式には「総合課税」と「分離課税」の2種類があります。総合課税は、年間の所得を給与所得、事業所得などの種別に関係なく合算して課税する方式で、所得を合計して、医療費控除等の各種控除を差し引き、課税所得金額に応じた税率(累進税率)を掛けて計算された税額を納税することになります。これに対して分離課税は、特定の取引をほかの所得と合算せずに、別途課税する方式です。不動産の売却などで一時的に所得が多額に生じる場合には、総合課税ではほかの所得と合算して大きな税額が課せられてしまう

所得区分	所得の内容	課税方法	税率(復興特別所得税、住民税含む)	主な例外等
利子所得	国内において支払を受けるべき利子等	源泉分離課税	20.315%	・国外の銀行等の預金利子(利子所得) ・国外発行債券で「外国証券取引口座」を經由しないで支払われる利子(利子所得) ・役員等が預けた勤務先の預け金の利子(雑所得) ・学校債、組合債の利子(雑所得) ・金銭の貸付の利子(事業所得又は雑所得)
	特定公社債等の利子	申告分離課税	20.315%	確定申告不要制度を選択可
	一般公社債等の利子	源泉分離課税	20.315%	同族会社が発行した社債の利子でその株主等が支払を受けるものを除く
配当所得	上場株式等の配当等	申告分離課税*	20.315%	※総合課税、確定申告不要制度(*)を選択可 *所有割合3%以上の大口株主等の配当除く
退職所得	-	源泉分離課税	-	(退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額×1/2)×総合所得累進税率 支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は、退職金の収入金額から一律20.42%が源泉徴収されるため確定申告で精算
山林所得	-	申告分離課税	-	(課税山林所得金額×1/5×総合所得累進税率)×5
譲渡所得	土地建物等(短期)	申告分離課税	39.63%	-
	土地建物等(長期)	申告分離課税	20.315%	-
	株式等	申告分離課税	20.315%	源泉徴収ありの特定口座の場合には申告不要を選択可
雑所得	先物取引等の決済にかかる所得	申告分離課税	20.315%	-

分離課税は、ほかの所得と合計せず分離して税金を計算し、確定申告によって納税する制度です。代表的な例が、不動産売却による譲渡所得にかかる税金です。
 分離課税方式の所得について表にまとめましたので参照ください。